平成２４年（フ）第３５８号
兵庫県西宮市津門稲荷町12番10―101号、前住所兵庫県西宮市枝川町１番141―106号
債務者　松本　尚樹
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７号
兵庫県豊岡市日高町水上７番地の２　コーポラスＡ棟101、前住所兵庫県豊岡市瀬戸77番地の２
債務者　木下　清子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
福島県須賀川市前田川字鶴場20番地
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１６３号
愛知県半田市岩滑東町３丁目168番地の１
債務者　宮里マルコアントニオこと　ＭＩＡＳ　ＡＴＯ　ＭＡＲＣＯ　ＡＮＴＯＮＩＯ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７７号
名古屋市西区清里町436番地　グリーンヴィラ清里305号
債務者　南山　浩緒
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７８号
名古屋市西区清里町436番地　グリーンヴィラ清里305号
債務者　南山　美幸
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９６号
住民票上の住所名古屋市港区船頭場１丁目201番地の４
債務者　尾野　浩明
法定代理人成年後見人　弁護士　堀田千津子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字河内136番地10
債務者　佐藤ヒサエ
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１０８号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目15番16号
債務者　鴨林　年明
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１６１号
富山市茶屋町59番地８
債務者　尾崎　繁雄
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６３号
富山市五福5245番地　兼久アパート１－Ｅ
債務者　花房　京子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６４号
富山市田畠234番地39
債務者　野口　辰幸
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３２号
愛知県あま市森３丁目10番地９　雅ハイツⅡ101号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治三番館902号
債務者　堀田　友秋
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２号
青森市松森１丁目９番12号　ツインランド良Ｂ―101
債務者　坂田　　圭
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
青森市大字駒込字月見野299番地105
債務者　斉藤　ミチ
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
青森県八戸市大字湊町字赤坂42番地４
債務者　髙橋　勝正
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１８５号
愛知県海部郡大治町大字西條字神田６番地の１　クレストアーバニア１Ｂ
債務者　小島　和子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部